「北野天神さんの撫で牛」

いつまでも安心して住み続けられる地域を

・最低賃金額の大幅な引き上げを　中村和雄　2

・非営利組織の経営　佐藤卓利　4

・北部自治体学校「歴史から学ぶ憲法と地方自治の役割－北部自治体の今－」　品田 茂　6

・連載(4) アーカイブ写真を語る「富井清(舜山)革新京都市長」　池田豊　7

・交流の広場　8

・京からふるさと再生(65)　三野みつる　9
日本のどこにも米軍基地はいりません

・私の本棚　藤井功　10

・続カメラ探訪　1　内野憲　11

・事務局通信　12

くらしと自治 京都

(社)京都自治体問題研究所
TEL:075-241-0781
FAX:075-708-7042
Email:kyoto@kyoto-jichiken.jp
HP:http://www.kyoto-jichiken.jp/
発行人　大田直史

(「住民と自治」２月号付録)

最低賃金額の大幅な引き上げを

中村和雄（弁護士・京都自治体問題研究所副理事長）

毎年６月頃、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う。昨年、同審議会は、全国加重平均25円の引上げ（全国加重平均848円）を答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定された。京都は25円引き上げられ856円となった。

しかし、時給848円という水準は（856円でも大差ない）、１日８時間、週40時間働いたとしても、月収約14万7000円、年収約177万円にしかならない。この金額では労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことはとうてい困難である。日本の最低賃金は先進諸外国の最低賃金と比較しても著しく低いことは明らかである。フランス、イギリス、ドイツの最低賃金は、日本円に換算するといずれも1000円を超えている。アメリカでも、ニューヨーク州やカリフォルニア州が15ドルへの引き上げを決定したのをはじめ、全米各地の自治体で最低賃金大幅引き上げが相次いでいる。国際的にみて日本の最低賃金の低さは際立っている。

わが国の貧困と格差の拡大は深刻な事態となっている。わが国の2015年貧困率は15．6％であり、３年前の16．1％と比べやや改善したものの、貧困ラインは年収122万円のままで変動がない。女性や若者に限らず、全世代で貧困が深刻化している状況である。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻止する大きな要因となっている。最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない問題である。2017年の最低賃金は、最も低い佐賀、長崎、熊本大分、宮崎、鹿児島、沖縄で時給737円、最も高い東京で958円であり、221円もの開きがあった。そして、このような地域間格差は年々拡大している。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足のために倒産する企業が相次いでいる。地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。

また、審議会における審議、議事録、配布資料の公開も重要である。鳥取地方最低賃金審議会においては審理の全面公開が実現しているが、何ら問題は生じていない。中央および各地の審議会において

も、審理の公開を積極的に推進すべきである。

さらに、中央および各地の審議会において、最低賃金の引き上げが雇用や経済に与えた影響についてのしっかりとした検証作業をすべきである。科学的な検証結果に基づく検討作業の実施によって国民の信頼を得ることができるのである。

審議会に参加する委員の多様性も必要である。

お隣の韓国の最低賃金審議会は、労働側９名使用者側９名、政府推薦９名の27名の委員で構成されているが、労働側９名は、これまでは韓国労総代表と民主労総の２ナショナルセンター代表が占めていたのであるが、青年･非正規の代表として青年ユニオンの代表が新たに加わった。これを受けて、使用者側の代表も中小企業の代表が参加することになった。

わが国の中央労働賃金審議会の労働者代表は、すべて連合の推薦で占められており、非正規労働者の代表や他のナショナルセンターの代表は参加できていない。韓国に学び、わが国でも、すべての労働者の意見がしっかりと審議会に反映する仕組みを作っていくことが重要である。

なお、最低賃金の大幅な引上げは、特に中小零細企業の経営に大きな影響を与えることが予想される。最低賃金の引上げが困難な中小企業のために、最低賃金の引上げを可能とするための社会保険料や法人所得税の減免措置や補助金制度を有機的に組み合わされることが必要である。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間での公正な取引が確保されるようにする必要がある。

中央最低賃金審議会の答申がなされた後に各地の実情に応じた審議が予定されている。京都の最低賃金審議会における議論は６月下旬から７月初旬頃に行われる予定である。中央の引き上げ目安額を安易に受け入れるのではなく、独自に京都の雇用や地域経済に与える影響をしっかりと調査し、地域の循環経済によって底上げを図り地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきためにも、最低賃金の大幅な引き上げを答申すべきである。

非営利組織の経営

佐藤卓利（立命館大学経済学部教授）

理事就任

縁あって、ある非営利組織の理事を務めている。非営利組織の事業と活動は、私の研究テーマの一つでもあり実際に理事を務めることで、その経営の内実に迫る機会になると思い引き受けることにした。理事に選出された総会では、通常の議題である事業報告・決算、事業計画・予算の他に、「理事の賠償責任の件」という議案が提出された。

理事就任に際しての事前の説明では、この問題はこの総会で決着がつき、次期理事会は心機一転、新たな事業展開に向けて前進することになるということであった。ところが、この議案は保留多数となり、決着は新しい理事会が担うことになった。「話が違うだろう」と思ったが、いったん理事を引き受けたからには、まずこの問題を処理しなければ前へ進めないと思い、月1回の理事会や前理事との懇談会などに参加して事情を聴取するとともに、関連文書にも目を通すことになった。結果的には、この経験が非営利組織の経営を考える良い勉強の機会となっている。

法人・機関・役員

まず学んだのが、法人・機関・役員の意味である。私が関わる非営利組織は、公益法人であり、実際に事業活動を行い、職員を雇用している。法人は、私たち個人＝自然人と同様に、法律行為や経済活動を行う主体である。つまり法律上の権利・義務関係（債権・債務と所有権）の主体として契約を結び、その履行に責任を有している。法人の最高意思決定機関は、総会であり、総会で選出された理事が理事会を構成し、代表理事を選出する。理事会と代表理事は、法人の意思を決定し、決定された意思を執行する。また監事は、その意思決定や執行の状況を監査する。理事会・代表理事・監事は、法人の機関である。個々の理事は機関ではない。

役員は、機関（代表理事と監事）として、あるいは機関の構成員（理事）として、法人の経営上の役割を担うことになる。法人と役員の関係は、「委任」という関係で、これは契約などの法律行為を法人が役員に委託することをいう。民法では、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」（第644条）と規定している。この規定によって委任を受ける側（受任者）が負うべき義務を「善管注意義務」という。

役員の責任とは

責任には、道義的責任、経営責任、法的責任などいろいろな種類がある。ここで問題にするのは法的責任である。法的責任には、刑事責任と民事責任があるが、「委任」かかわる「善管注意義務」は、役員が法人に対して負う民事責任で

ある。「善管注意義務」とは、「善良な管理者の注意義務」を略した言葉で、「業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務のこと」をいう（「デジタル大辞泉」より）。役員はまた、法人に対して職務を忠実に行うという「忠実義務」も課されている。

この２つの義務に違反した場合、役員は「任務を怠った」ということになり、そのことで法人に損害を与えた場合、賠償する責任を負うことになる。

賠償責任をめぐる意見

さて、上記の「理事の賠償責任の件」は、その後、臨時総会を開いて決着を見たのであるが、そこに至る過程で、当事者や関係者からいろいろ意見を聴く機会があった。「人から頼まれて、みんなの役に立つならと思い理事になった。前向きな気持ちで引き受けた理事としては、あまりにも酷な処分だと思う。これから役員になる人が消極的になるのではないかと危惧する」。「多くの人が善意とボランティアの思いで役員を引き受けたのに、多額の負担を負うのはおかしい」。「善管注意義務違反があったから賠償を求め、お金が返ってきたらそれでよいのか。これから、みんな前を向いて進むことができるのか」。「賠償問題を前面に出すことは、団結を壊すことになる」。「地域でみんなの力を寄せ合い、一緒に生活しながら役員も出して頑張って来たのに、後にしこりを残す結果を出してはいけない」。

連帯と責任

以上の意見に、個人的には共感する部分もある。しかし大変つらいことではあるが、法的責任を有する公益法人の役員としては、やはり旧役員に対して賠償責任を求めざるを得ない。「みんなの力を寄せ合う」連帯と、法人から「委任」を受けた役員としての責任は、区別しなくてはいけない。「暖かい連帯よりも厳しい責任追及が必要なことがあります」との指摘を、第三者からもいただいた。さらに続けて「責任追及の次には、暖かい連帯の輪が待っていてくれたら、それに勝るものはありませんね」とも仰っていただいた。

非営利組織は、こころざしを同じくする人々の集まりである。一致するミッション（使命）に向かって、自発的に行動し、お互いの信頼を強めることが、組織を成長させる。「信頼が生まれるには、あらゆる反対意見が公にされ、真摯な不同意として受けとめられなければならない。このことは、全員が大義を奉じているがゆえに対立の生じやすい非営利組織において重要な意味を持つ」とは、経営学の泰斗、P・F・ドラッカーの言葉である（『非営利組織の経営』ダイヤモンド社、140ページ）。

この言葉は、実際に非営利組織の理事となって、はじめて実感することができた。当面は、「真摯な不同意」を受けとめ、共感と道理を持って対話することが、非営利組織の理事としての私の務めであると考えている。もちろん、法人の新たな事業展開にも微力を尽くしたい。

北部自治体学校

「歴史から学ぶ憲法と地方自治の役割－北部自治体の今－」

京都自治労連北部センター　品田　茂

■京都自治体学校は、京都自治体問題研究所と京都自治労連を中心とする実行委員会が、安心して暮らし続けられる地域・自治体づくりをすすめるために、京都北部地域と南部地域のそのときどきの地域課題をテーマにして、毎年開催しています。

今回の「北部自治体学校」は、憲法をメインテーマに、２月１８日（日）午後１時３０分から、福知山市内の中丹勤労者福祉会館を会場に開催します。

■安倍首相は、昨年５月３日の憲法記念日に「２０２０年を新しい憲法が施行される年にしたい」と語り、憲法９条１項、２項に、自衛隊を明記した３項を加える改憲をめざすとしました。

この改憲は、日本と世界の平和にとって大変危険な状態を引き起こすだけでなく、住民の暮らしを守る自治体の役割にも重大な変更をもたらします。そのため今回の学校では、歴史から見た憲法と地方自治の役割を学ぶことを目的にしています。

あわせて京都北部では改憲の動きと歩調を合わすかのように、京丹後市に米軍のXバンドレーダー基地が建設され、福知山市では米軍の実弾射撃訓練が実施されています。また、昨年１２月１７日付け「週刊京都民報」の報道によれば、舞鶴市に米軍関連施設が存在することが明らかになっています。

■このような現状から、実行委員会では次のようなプログラムを準備しています。

講演は「近現代史から見た憲法と地方自治」と題して、京都府立大学名誉教授の井口和起氏から、近現代の戦争の歴史をふまえながら、日本国憲法の人類史的意義などをお話していただきます。

報告①では、シベリア抑留を体験された平野力氏の戦争体験と憲法との出会いをビデオメッセージで紹介します。

報告②では、米軍基地建設を憂う宇川有志の会事務局長の永井友昭氏から「経ヶ岬米軍基地問題の今」を報告していただきます。

報告③では、京都自治労連副委員長の川俣勝義氏から、北部自治体ですすむ自衛隊との連携の動きを報告します。

■アジア太平洋戦争の終結から７２年余がたちました。歴史への反省から誕生した日本国憲法ですが、歴史を歪曲しようとする人々を中心にして改憲が狙われています。日本の近現代史を深く学び、平和をまもるために地方自治に託された役割を、あらためて心に刻みたいと思っています。

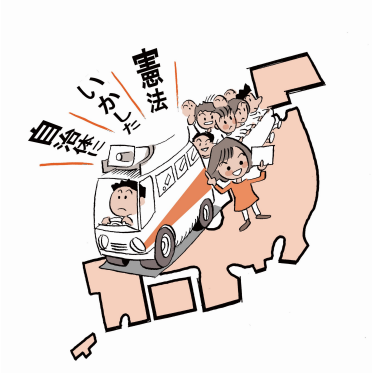

今を読み解く一枚（第4回）　　池田　豊（京都自治体問題研究所事務局長）

京都戦後民主運動　歴史資料アーカイブ

富井清（舜山）革新京都市長

昨年6月にWeb開設した歴史資料アーカイブでは、京都自治労連から提供された写真資料が中心ですが、今年度は京都府職労、京都市職労、京都総評などからの写真を整理し順次公開予定です。今回はその中からまだ公開していないものをご紹介します。

1967年5月1日の第39回メーデーには、二ヶ月前に就任したばかりの富井清京都市長と、前年4月に5期目の当選を果たした蜷川京都府知事の姿がメーデー集会の壇上にありました。

井上清一市長の急逝のため突然の市長選挙になりましたが、共産党、社会党、民主革新会議、京都総評、府市民団体協議会、府医師連盟、京都市労連の7者による協議で富井清氏推薦を決定し「全京都市民会議」が結成されました。自民党、民社党は「反日共市民同盟」を結成し八杉交通局長を擁立しました。

富井市長による市政の点検、公開、官僚組織民主化などの取り組みはそれまでの自民党市政を大きく変えるものでした。しかし強い反撃を受け自民党市議団は「容共行政監視委員会」設置など攻撃を繰り返しました。

1969年に「京都市同和対策長期計画」が策定され、その後長期にわたって京都市政を歪めた同和行政に突入し始めた時期でもあります。富井革新市政は一期4年の短期間であり、その後の舩橋市政が革新から積極的な自民党相乗りになったということもあり、富井市長の功績や蜷川府政との府市連携などの調査、研究は今後の課題ともいえます。

富井市長は1933年に富井眼科医院開業、1949年京都府保険医協会設立をし、理事長就任後の10年間で保険医の経営と地位を守る運動を大きく発展させました。1954年には京都在住の芸術家、伝統工芸家の健康を守るために「京都芸術家国保組合」設立をしました。京都府医師会長を務め、府市民団体協議会会長としても活躍し、蜷川府政実現にも大きな力を発揮してきました。その数多くの実績と信頼の笑顔がメーデーの意気高い顔から感じることができます。

一方で17歳から始めた尺八は、38歳で都山流竹琳軒大師範という最高位の称号が与えられ、富井舜山の号をもちます。戦後かつての流人たちが離散、不明になる中で、再び集まるために3年間家元とともに全国を巡り、現在の都山流を復興した原動力ともなり芸術面での実績の大きさも特筆すべきものです。

市長時代の写真ですが、詳細わかる方、情報をお寄せ下さい。

交　流　の　広　場

京都の宝を生かそう

地域内循環こそ持続的発展の道

－1%から99%の人々のための経済へ－

人類は長年にわたって労働を通して自然に働きかけ、衣食住の生活手段を入手し、それを消費し、より多くの人口を養う力を地域内に蓄えてきました。いま、地域内再投資力を引き出す経済をご一緒に考えてみませんか。

講演者　岡田知弘氏

（京都大学大学院経済学研究科教授）

と　き　　2月16日（金）午後6時開場

ところ　　ハートピア京都3階大会議室

資料代　500円

地域経済研究の第一人者である岡田知弘先生が、京都経済再生の展望をやさしく解き明かします。

主催　岡田知弘講演会実行委員会

核兵器で平和は守れるか？

ノーベル平和賞受賞 ICAN 川崎哲さんが語る

と　き　　2月10日（土）午後2時～

ところ　　コープイン京都

資料代　500円

川崎哲さん

ピースボート共同代表。核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員。

昨年7月、歴史上初めて核兵器を違法とする、核兵器禁止条約が制定されました。国連の3分の2を占める122カ国が賛成。

核兵器禁止条約の制定に貢献したことが評価され、ICANがノーベル平和賞を受賞。

主催　ヒバクシャ署名京都の会
京都原水爆被災者懇談会
京都府生活協同組合連合会

２０１８バイバイ原発３・１１きょうと

と　き　3月11日（日）午後1時開場
　　デモ出発3時～
ところ　円山公園音楽堂
スピーチ 原発賠償京都訴訟原告団
　菅野みずえさん（福島県浪江町からの避難者）

３・１０さよなら原発北部集会in福知山

と　き　3月10日（土）12時30分開場　3時デモ
ところ　ハピネス 4F ホール
スピーチ 山本雅彦氏（原発問題住民運動福井嶺南センター事務局長）
　大西一三氏　（園部町大河内地域エネプロジェクト代表）

京からふるさと再生（65）

日本のどこにも米軍基地はいりません

京丹後　三野みつる

2013年2月に、京丹後経ヶ岬にXバンドレーダー米軍基地が有無を言わさず強行建設され、稼働してから丸3年が経過。国・防衛省の強引なやり方で多くの問題を抱えたまま現在に至っている。

1　現状

・北朝鮮が弾道ミサイルを頻繁に発射し、トランプ大統領はそれを威嚇しあおっている。安倍首相はアメリカを強く支持しているため、米軍基地への脅威が一層高まっている。

・信仰の地、穴文殊の洞窟真上に設置されていた基地内のトイレが地域住民の声に圧され、9月ようやく撤去された。

・基地は増殖するといわれているが、事実、基地外に敷地の拡張を開始。

・拡大強化された自衛隊基地。旧来の基地に比べると遙かに威圧感のある新基地が国道脇に完成。経ヶ岬は今や日米合同の重要軍事拠点となった。

・騒音、低周波、電磁波などによる健康被害。200m先のすぐそこには民家が建ち並んでいる。

・この間に人身事故3件含む56件の交通事故が起こっている。

2　課題

・陸上イージス配備等の敵地攻撃能力向上など、際限のない軍拡競争のもとで、9条改悪と併せ地元は更に危険が増大。

・地域住民の安全安心の確保が何より大前提。

・京丹後市議会の対応のひどさ

再三、「憂う会」が出している陳情に対して「国政の専権事項」とか「かえって煽っている」等と取り合ってもらえない目に余るひどさ。

・交通事故などによる解決が日米地位協定の下で、泣き寝入りになってしまうこと。

・府の200選になっている松の木がたくさん枯れて、自然景観が大きく損なわれてきている。

・騒音や目に見えない電磁波等による健康被害。商業電力を引くことになっているが騒音は解決しないといわれている。

3　最後に

京丹後市長も京都府知事も「問題が起こったら基地撤去もありうる」とまで言っておきながら、今日に至っている。ぜひ今春の知事選挙には、日本のどこにも米軍基地のない「平和で安心して暮らせる」、そんな人に知事になっていただきたい。

私の本棚　書籍紹介　　藤井　功（同志社大学嘱託講師）

『デモクラシーは、仁義である』

（角川新書　岡田憲治著　2016年　800円＋税）

＜デモクラシーの危機＞

2018年元日の朝日新聞・社説で、民主主義の健全さが失われているのではないか、との主張があった。安倍政権は場当たり的政権運営で時間軸において“短期”であり、そのたびに強引な解散を含み国政選挙（衆参）を2012年以降ほぼ毎年のように実施。そこには民主主義とは多数決で塗り固めるものという姿勢が透けて見えている。近年はデモクラシーが危機に瀕していることをうかがわせるものである。

デモクラシーの意義を、私たちは小学校時代のホームルームをはじめとして、サークル活動や町内会・自治会の運営を通じて体験してきたところだが、人々は現状をどう捉えているのだろう。

＜疑念や批判も＞

ところで、デモクラシーに少なからぬ疑念の声があることをご存じだろうか。本書は、民主主義への批判を受け入れた上で、それでも民主主義を捨てたり、別れたりできない理由を明らかにしようというものである。

デモクラシーは速やかな合意形成ができない、一般市民に政策判断能力はない、結局は多数決だ…著者はこれらの批判を紹介した上で、「そう考えるのも無理はない」と民主主義への悪口を歓迎し広く受容する。なぜ、批判的な声を聞き入れるのか。民主主義を完璧だと考える人たちの側に“民主主義批判？この保守反動が～”という直線的、直情的な見方があり、それは「民主主義が大好きな人たち」だけのスタンスではないかということであろう。

＜でも擁護＞

続いて著者の主張～「それでもやはり、デモクラシーを少し擁護する」と。合意形成は売上ではない、エリートも庶民も間違える、多数決がすべてなら議論は不要か、などの考えるべき問題を提示する。

私が注目したのは、デモクラシーが理念で現実からかけ離れたものという批判に、どのように考えるべきかであった。現実そのものでないからこそ理念には、①現実を正確に把握するための基準（モデルの役割）、②理念は未来への基準＝道義的判断の基準、となるという理解であった。すなわち、理念は「まっとう（legitimacy・正当）」な言葉なのである。

＜謎の言葉～仁義＞

デモクラシーを機能させる道筋を処方箋や習慣の形で提起。デモクラシーとしてともかくの政権交代など出来たこと、一票の格差などの未解決問題を検討して、我々の習慣自体を変えていく必要を述べている。本書は民主主義がダメ、無力と思う人に語っているように見えて、実は民主主義が大切と考える人に向けられていると思われる。なぜなら、批判を受容して、デモクラシーを語り続けることこそが重要だからである。

最後に“仁義”という言葉だが～仁義を切る、仁義を立てるなど、“その筋”の人たちをイメージするところ。さて、デモクラシーと仁義にはどのような関係があるのだろうか。読んでみてのお楽しみである。

続カメラ探訪 1　　内野　憲

「正 月 飾 り 」

昨年末、研究所の事務所を訪ねました。それが、「続カメラ探訪」を始める出発点でした。好評だった新田能富子さんの「カメラ探訪」が前号で終了し、その後をどうするか事務局で議論していたちょうどその時だったのです。「内野さん　何とか協力してもらえませんか」との依頼。かつて事務局におり、月報を毎月発行する苦労が分かるだけに、「分かりました、何とかしましょう」とその場で了解した次第です。

さて、どうしたらなんとかなるのか、考えながらの第１回です。エッセイは不慣れなので、妻と二人三脚で探訪していきます。よろしくお願いします。

とりあえず、近所の探訪に出かけることにしました。

私が住んでいるのは、京都市中京区です。天気が良い１月４日、スタート地点は京都文化博物館旧館前です。三条通りを西に進みます。烏丸通りを越えて室町通りまで行き、北に向かうと、御池通りに出ます。御池通りを東に進み、河原町通りまで行って、そこから南に進むと三条通りです。三条通りを西に進んでいくと京都文化博物館旧館前に戻ってきます。京都市内は碁盤の目のように道路が走っているので、適当に道を折れて一周するのが簡単です。お正月で、まだお休みの会社や商店もあり、観光客の賑わいや車の走行も少なく、工夫を凝らした正月飾りがあちこちに飾ってあり、静かな中にも華やいだ街の散策ができました。心に残った正月飾りを紹介します。

散策で見られる正月飾りは門松としめ飾りです。

門松は歳神様の依代として、家の門に一対で飾られます。本格的な門松は、三本の竹に松と梅をあしらい、根元をむしろで巻いて荒縄で縛ったものを飾ります。魔除けとして南天を使うこともあります。

写真①

①の写真の門松はアレンジを効かせて華やかです。竹を斜めに切るのが普通ですが、そうでないのが個性的。赤い花やランで豪華さを出していますが、赤い花が造花だったのでちょっと残念でした。

写真②

②は、竹の長さを使って高く飾られ、紅白の餅花（１年の五穀豊穣を祈願する柳の枝に小さい餅を刺したもの）が美しく垂れています。

しめ飾りは、わらで編んだしめ縄に縁起物をあしらったもので、歳神様を迎え入れるために清められた場所であることを示し、玄関に飾ることで新たな災いを防ぎます。

写真③

③は、ウインドウの中に飾られていて、餅花は紅です。しめ縄を使わず、代わりに水引を沢山使っていて、簡潔な中にもお正月を寿ぐ心が感じられます。

我が家はマンションなので、正月飾りはありませんが、近所を一回りしただけでたくさんの正月飾りを堪能することができました。

事　務　局　通　信

京都自治体学校

北部自治体学校

日時：2月18日（日）　13：30～16：30
場所：福知山中丹勤労者福祉会館
テーマ：
　歴史から学ぶ　憲法と地方自治の役割
　　ー北部自治体の今ー

南部自治体学校

日時：2月25日（日）　14：00～
場所：JR宇治駅前市民交流プラザ
　「ゆめりあうじ」
テーマ：憲法と自治体の役割（仮称）

●「続カメラ探訪」が本号よりスタートします。執筆者は理事の内野憲さんです。ご期待下さい。

● 住所変更等のご連絡はお早めに
会費 及び「住民と自治」誌購読料が未納の方は3月末までに納入を

「住民と自治」誌等は毎月20日前後に発送しています。

住所変更等はお早めにご連絡下さい。

当研究所の会計年度は３月末ですので、会費・購読料が未納の方、３月末までの納入、よろしくお願いします。

59th　ツキイチ土曜サロン

・開催日　2月17日（土）
・時刻　　14：00～
・場所　　京都自治体問題研究所
・報告　　藤本文朗さん

＜今月の本＞
「これからの日本、これからの教育」
ちくま新書　前川喜平・寺脇研　929円

一人ひとりの生きる力をサポートするのが教育の使命。その思いのもと、どんな人でも、いつでもどこでも学べるよう改革を進めてきた二人の文部官僚。復古的なナショナリズムと、弱肉強食を放置する市場主義が勢いを増すなかで、加計学園の問題は起きた。この問題を再検証し、生涯学習やゆとり教育、高校無償化、夜間中学など一連の改革をめぐって、とことん語り合う。これからの日本、これからの教育を展望する希望の書である（筑摩書房）。

お気軽に参加下さい
＊参加自由、事前申込み不要。
　終了後に気軽なワンコイン懇親会あります。

●京都自治体問題研究所事務局スタッフの交代●

長い間ご奮闘いただきました新田能富子さんが昨年12月末をもって退任されました。
たいへんお世話になりました。
後任は黒川美栄子さん（元府職員・京都自治労連女性部長）が1月から就任されます。

●年報第11号（18年5月末発行予定）論文募集●

☆特集テーマ：「憲法と地方自治」　☆締切り：2018年4月15日
・会員であればどなたでも投稿できます。特集テーマ以外でもかまいません。
・投稿種類：研究・討論・調査レポート、動向、資料、書評（投稿規定・執筆要項あり）